

マイナ保険証
今からでも間に合います！※ マイナ保険証・健康保険証の利用登録をした
マイナンバーカードマイナ保険証を持っていない人に知って欲しい
「資格確認書」6つのホント！**2025年12月2日から健康保険証は使用できません。**それに伴い、

マイナ保険証をお持ちでない方から「資格確認書」に関する問い合わせを多くいただいています。

「資格確認書」はデメリットも多くありますので、マイナ保険証登録をご検討ください！

資格確認書について

1 マイナ保険証を利用できる方には交付できません

資格確認書の発行対象者（例）

● マイナ保険証を持っていない方

健保組合でマイナンバーを登録すると、
マイナ保険証保有の有無が確認できます。

● マイナンバーカードを紛失した方（申請必要）

一時的な「資格確認書」交付の場合、
有効期限は交付翌月から3か月目の末日です。● 第三者による介助などが必要な方
（申請必要）

よくある質問にお答えします

マイナ保険証を持っていないのですが、
いつ頃、「資格確認書」をもらえますか？？

健康保険証を持っている加入者

マイナ保険証登録していない方には、事業所のご担当部門を通じて、
2025年11月頃（予定）に「資格確認書」を配布します。
配布・回収などの担当部門の業務効率化のためにも、
マイナ保険証の登録にご協力ください。

2 「ハガキサイズの紙」になります

! 全員一律で「紙」での交付になります。

コスト削減の観点から『紙』での交付になります。
ご理解の程、よろしくお願いします。

3 紛失等の再交付には、1,000円がかかります

4 紛失時に不正利用・悪用されるリスクがある

マイナ保険証ならマイナンバーカードの機能を
一時停止することで不正利用や悪用を防ぐことが
できます。

5 有効期限があります

「資格確認書」は健康保険証と異なり、一律で有効期限
（当健保は2029年10月31日）があります。

有効期限前に退職や移籍等があった場合、

「資格確認書」の返却が必要です。

6 「限度額適用認定証」の手続きが必要になります

マイナ保険証があれば、お会計時に高額療養費制度の
負担区分が確認できるため、健保組合への手続きは不要です。

9.1cm

健康保険資格確認書			
本人（被保険者）			
令和 年 月 日交付			
記号	番号	(枝番)	
氏名			
性別			
生年月日	平成 年 月 日		
資格取得年月日	令和 年 月 日		
有効期限	令和 年 月 日		
保険者番号			
保険者名称	富士フィルムグループ健康保険組合		

12.8cm

「資格確認書」（見本）